

## 新宿区財政の健全化判断比率の公表について

自治体の財政状況を早期に把握し、破綻を防ぐことを目的に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、自治体財政の健全度を測る4つの指標(健全化判断比率)が定められました。健全化判断比率は、毎年度、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することとされています。

平成24年度決算に基づき算定した新宿区の比率は、以下のとおりです。

### 平成24年度新宿区財政の健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
％	％	％	％
—	—	△0.8	—
(実質赤字比率はありません)	(連結実質赤字比率はありません)		(将来負担比率はありません)
(早期健全化基準) (11.25)	(早期健全化基準) (16.25)	(早期健全化基準) (25.0)	(早期健全化基準) (350.0)
(財政再生基準) (20.00)	(財政再生基準) (30.00)	(財政再生基準) (35.0)	

#### 実質赤字比率

財政規模(標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む。以下同様))に対する一般会計等の実質赤字額の割合

(平成24年度決算では、一般会計等の実質収支は黒字となっており、算定数値が負の値(△4.06%)となるため、実質赤字比率はありません)

#### 連結実質赤字比率

財政規模(標準財政規模)に対する一般会計等のほか、全特別会計(国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計)を連結した実質赤字額の割合

(平成24年度決算では、一般会計及び特別会計で実質収支が黒字となっており、算定数値が負の値(△5.13%)となるため、連結実質赤字比率はありません)

#### 実質公債費比率

財政規模(標準財政規模に臨時財政対策債発行可能額を加えた数値から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した数値)に対する一般会計等が負担する起債の元利償還金と準元利償還金の割合(直近3か年度の平均値)

#### 将来負担比率

財政規模(標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した数値)に対する一般会計等が負担する起債残高や職員の退職手当引当額など将来負担すべき実質的な負債の割合

(平成24年度決算では、地方債現在高や退職手当支給予定額などの将来負担額より、基金残高及び地方債償還等の基準財政需要額に算入される見込額の方が大きく、算定数値が負の値(△96.3%)となるため、将来負担比率はありません)

#### 早期健全化基準

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第4条第1項の規定に基づき、「早期健全化基準」の数値以上の場合は、財政健全化計画を定め、自主的な財政再建が求められています。

#### 財政再生基準

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第8条の規定に基づき、「財政再生基準」の数値以上の場合は、財政再生計画を定めることが義務づけられています。

## 健全化判断比率の状況(平成24年度)

### ○ 実質赤字比率は、ありません

標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字の割合を示す実質赤字比率は、実質収支が黒字となったため、算出されません。

第1表 実質赤字比率

(単位：百万円)

区 分	平成24年度決算	平成23年度決算	増 減
一般会計の赤字額 (繰上充用額・支払繰延額等) A	0	0	0
一般会計実質収支額 B	3,080	3,957	△ 877
標準税収入額等 C	73,846	73,772	74
臨時財政対策債発行可能額 D	1,884	3,752	△ 1,868
標準財政規模 E = C + D	75,730	77,524	△ 1,794
実質赤字比率 $F = (A - B) / E$	(△ 4.06%)	(△ 5.10%)	(1.04)
	—	—	—

※ 区分毎に表示単位未満を四捨五入しているため差引等が合わないことがあります。

※ 実質収支が黒字である場合、実質赤字比率は負の値で表示されます。( )の値は分析のための参考数値で、実質赤字比率はありません。

### ○ 連結実質赤字比率は、ありません

標準財政規模に対する一般会計及び特別会計を連結した実質赤字の割合を示す連結実質赤字比率は、健全化判断比率の一つとして健全化法において新たに法定化された指標ですが、連結実質収支が黒字となったため、算出されません。

第2表 連結実質赤字比率

(単位：百万円)

区 分	平成24年度決算	平成23年度決算	増 減
一般会計の赤字額 A	0	0	0
一般会計以外の赤字額 B	0	0	0
一般会計実質収支額 C	3,080	3,957	△ 877
一般会計以外の実質収支額 D	807	764	43
標準税収入額等 E	73,846	73,772	74
臨時財政対策債発行可能額 F	1,884	3,752	△ 1,868
標準財政規模 G = E + F	75,730	77,524	△ 1,794
連結実質赤字比率 $H = [(A + B) - (C + D)] / G$	(△ 5.13%)	(△ 6.08%)	(0.95)
	—	—	—

※ 区分毎に表示単位未満を四捨五入しているため差引等が合わないことがあります。

※ 連結実質収支が黒字である場合、連結実質赤字比率は負の値で表示されます。( )の値は分析のための参考数値で、連結実質赤字比率はありません。

○ 実質公債費比率は、△0.8% - 0.7ポイント減

実質公債費比率は公債費に債務負担行為などの支出（準元利償還金）も含めた経費の財政規模に対する割合をはかる指標です。（直近3か年度の平均値）

平成17年度決算から導入された指標ですが、健全化判断比率の一つとして健全化法においても法定化されたものです。

第3表 実質公債費比率

（単位：百万円）

区 分		平成24年度決算	平成23年度決算	増 減
元 利 償 還 金 ・ 準 元 利 償 還 金	A	4,563	4,758	△ 195
基準財政需要額に算入される公債費・準元利償還金	B	5,609	5,319	290
標 準 税 収 入 額 等	C	73,846	73,772	74
臨 時 財 政 対 策 債 発 行 可 能 額	D	1,884	3,752	△ 1,868
標 準 財 政 規 模	E = C + D	75,730	77,524	△ 1,794
実 質 公 債 費 比 率（単年度）	F = (A - B) / (E - B)	△ 1.4%	△ 0.7%	△ 0.7
実 質 公 債 費 比 率（3か年度の平均）		△ 0.8%	△ 0.1%	△ 0.7

※ 区分毎に表示単位未満を四捨五入しているため差引等が合わないことがあります

○ 将来負担比率は、ありません

将来負担比率は起債残高や職員の退職手当引当額などの将来負担額の財政規模に対する割合をはかる指標です。

健全化判断比率の一つとして健全化法において新たに法定化された指標ですが、新宿区では、将来負担額よりも、償還等に充用できる財源が大きいいため、将来負担比率は算出されません。

第4表 将来負担比率

（単位：百万円）

区 分		平成24年度決算	平成23年度決算	増 減	
将来負担額	地 方 債 の 現 在 高	A	24,268	24,839	△ 571
	退 職 手 当 負 担 見 込 額	B	23,327	24,169	△ 842
	債 務 負 担 行 為 に 基 づく 支 出 予 定 額 等	C	1,887	2,144	△ 257
充 当 可 能 財 源	地 方 債 の 償 還 等 に 充 当 可 能 な 基 金 残 高	D	38,403	41,917	△ 3,514
	地 方 債 の 償 還 等 の 経 費 と し て 基 準 財 政 需 要 額 に 算 入 さ れ る こ と が 見 込 ま れ る 額	E	78,617	80,795	△ 2,178
標 準 財 政 規 模 等	標 準 税 収 入 額 等	F	73,846	73,772	74
	臨 時 財 政 対 策 債 発 行 可 能 額	G	1,884	3,752	△ 1,868
	基 準 財 政 需 要 額 に 算 入 さ れ る 公 債 費 ・ 準 公 債 費 額	H	5,609	5,319	290
将 来 負 担 比 率	$\frac{[(A+B+C) - (D+E)]}{[(F+G)-H]}$	(△ 96.3%) —	(△ 99.1%) —	2.8 —	

※ 区分毎に表示単位未満を四捨五入しているため差引等が合わないことがあります。

※ 分子である将来負担すべき実質的な負債額(将来負担額-充当可能財源)が負の値となるため、将来負担比率も負の値で表示されます。( )の値は分析のための参考数値で、分子である将来負担額がないため、将来負担比率はありません。